附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○国土交通省告示第千百二号

小値賀空港及び上五島空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所、航空灯火の種類及び名称、航空灯火の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空灯火の種類及び名称	航空灯火の位置及び所在地	期日
長崎県 長崎県長崎市尾上町三番一号	飛行場灯火 小値賀空港照明施設	小値賀空港内 長崎県北松浦郡小値賀町	変更した事項に係る供用開始の予定期日
	飛行場灯火 上五島空港照明施設	上五島空港内 長崎県南松浦郡新上五島町	令和八年九月三日

二　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後
（小値賀空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個

（上五島空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個

変更前
（小値賀空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個

（上五島空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個